平成２３年（フ）第６６５７号
東京都三鷹市井口１丁目５―14　Ｂ―201
破産者　吉田　和恵
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０２号
東京都江戸川区南葛西４丁目21―14―306
破産者　小中　勝己
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７２９号
東京都板橋区高島平２丁目32―２―511
破産者　吉本　惠子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７３５号
東京都練馬区田柄５丁目15―８―201
破産者　寺園　力也
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７５５号
東京都葛飾区青戸３丁目11―１―508
破産者　齋藤　俊雄
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７６４号
東京都大田区大森東１丁目36―８―206
破産者　荒木　良二
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７６５号
東京都大田区大森東１丁目36―８―206
破産者　荒木　洋子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７６６号
東京都大田区大森西１丁目９―３―205
破産者　荒木　悦子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７７１号
千葉県木更津市上望陀612
破産者　石井由美子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７７７号
東京都江東区南砂７丁目６―11　新保方
破産者　関口　智之
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７９９号
東京都墨田区両国２丁目２―２―1001
破産者　竹田　浩久
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８１１号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―12―205
破産者　菅原　広子
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８５３号
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目397―２　第一ベルメゾンクリハラ405
破産者　石井　行夫
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８５４号
東京都墨田区立花３丁目12―１―1302
破産者　寺門　達矢
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８６４号
東京都中野区新井１丁目１―４―202
破産者　西島　良征
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８６９号
東京都品川区南大井５丁目19―９―305
破産者　市毛　康次
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２号
さいたま市北区宮原町３丁目58番地金子ビル２階
破産者　有限会社優心
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
千葉県船橋市西船６丁目７番12―206号
破産者　有限会社アール・シー工営
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１０号
千葉県松戸市六高台７丁目３番地　ピュアフィールド六高台405号
破産者　東　千代枝
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１４５号
埼玉県さいたま市岩槻区本丸３丁目23番８号
破産者　医療法人社団双樹会
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７０７号
東京都荒川区東日暮里３丁目19番８号
破産者　入方　康之
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５３９号
東京都新宿区新宿２丁目19番９号
破産者　有限会社アルファレック
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３号
東京都東村山市富士見町１丁目14―４―305、開始決定時の住所東京都西東京市谷戸町１丁目22―１―1402
破産者　岡田　英子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部